

2022年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社ユーザベース  
代表者名 代表取締役 Co-CEO 兼 CTO 稲垣 裕介  
代表取締役 Co-CEO 佐久間 衡  
(コード番号：3966、東証グロース)  
問合せ先 執行役員 CFO 千葉 大輔  
(TEL： IR 専用問い合わせ窓口 03-4533-1999 )

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2022年12月15日、株式会社THE SHAPERが2022年11月10日に開始した当社の普通株式等を対象とする公開買付けの成立後の決済を速やかに行うため、2023年2月中旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、その招集のための基準日設定について当社定款第24条及び会社法第370条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本公開買付け（以下で定義します。）の成立後に、一連の手續として本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年12月31日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年12月31日（土曜日）
- (2) 公告日 2022年12月15日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）  
<https://www.uzabase.com/jp/investors/public-notice/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2022年11月9日付「株式会社THE SHAPERによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募の推奨のお知らせ」においてお知らせしとおおり、株式会社THE SHAPER（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2022年11月10日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）（以下「当社株券等」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、当社株券等の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手續を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。）する予定であり、他方で、②本公開買付けは成立したものの、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2023年2月中旬に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社へ要請する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催

する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

(注) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2013年5月3日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2013年5月5日から2023年5月3日まで）
- ② 2014年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2014年5月1日から2024年3月28日まで）
- ③ 2015年6月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（行使期間は2015年7月2日から2025年3月27日まで）
- ④ 2016年1月4日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（行使期間は2016年1月6日から2025年12月18日まで）
- ⑤ 2016年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- ⑥ 2016年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- ⑦ 2017年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（行使期間は2023年4月1日から2027年6月18日まで）
- ⑧ 2017年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（行使期間は2022年4月1日から2027年6月18日まで）
- ⑨ 2017年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（行使期間は2021年4月1日から2027年6月18日まで）
- ⑩ 2018年3月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- ⑪ 2018年3月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- ⑫ 2022年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第28回新株予約権（行使期間は2022年4月30日から2027年4月29日まで）

以 上